

各居宅サービス担当者様

うえるびーいんど

平成28年 2月20日

第305号

ウェルビーイング (well-being) 身体的にも精神的にも社会的にも良好に「その人にとってより良く生きていく」ということを意味する言葉です。
この紙面において、医療・介護に関する情報を
お伝えしていければと思っています。



次期改正に向けて議論開始 給付縮小が焦点に

社会保障審議会・介護保険部会が17日に会合を開き、2018年度に控える次の制度改正に向けた協議が本格的に開始されました。今後、月1、2回のペースで開催し、年内を目処に取りまとめを行う予定となっています。

厚労省からは、「主な検討事項」として、「地域包括ケアシステムの推進」と「制度の持続可能性の確保」という2つの視点を軸とし審議を進めていく意向が示され、その後の意見交換では、軽度者に対する給付を縮小する案への慎重論が多く出されました。

昨年6月に閣議決定された「骨太の方針」では、社会保障費の伸びを抑えるため、要介護2以下の軽度者を対象として、訪問介護の生活援助や福祉用具貸与を原則として自己負担にしたり、多くのサービスを「地域支援事業」に移したりする構想が浮上しています。

これに対し、要介護2以下を単純に切り捨てるべきでは無く、軽度者が必要に応じたサービスを使えるようにしなければいけない。切り捨てた場合、認知症への早期の対応が難しくなり、重度化のスピードを早め、結果として財政はますます圧迫されてしまうといった意見が出されました。

また、地域支援事業についても、新しい総合事業はまだ動き出したばかりで、各市町村の進捗状況から、受け皿が未成熟な地域に対して、矢継ぎ早に対応も求めても、実効性は期待するのは難しい。まずは、各市町村できちんと動き出した後、その成果も検証したうえで考えていくべきといった意見が出されています。

一方で、軽度者へのサービスが重度化を防ぐ、という発想は一理あるが、介護保険が始まってからこれまでに、健康寿命はどれくらい延びたのか、重度化はどれくらい防げたのか、きちんとチェックすべきで、何が本当に重度化の予防になっているのか、エビデンスが十分なままであるといった意見もありました。

2015年の報酬改正後、事業所の倒産数が過去最高となり、特に小規模の事業所においては、5割以上が赤字経営となっています。サービス提供側が疲弊する状況で、これ以上の負担を事業者にかけることは、介護保険の制度を維持することはできても、その理念を失うことになり、制度そのものへの信頼を失わせることになりかねません。

通所リハビリから訪問診療まで
在宅サービスのことは、何でもご相談下さい。
在宅で生活していく皆さんを応援します！



春日部厚生クリニック

TEL 754-4313
介護連携室 根岸